

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第四号（3）の規定に基づき、総務大臣が別に告示する周波数及び場所を次のように定める。

なお、平成三十年総務省告示第二百二十一号（電波法施行規則第六条第四項第四号（3）及び（5）規定に基づく総務大臣が別に告示する場所を定める件）は、廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

一 施行規則第六条第四項第四号（3）に規定する複数の電波を同時に使用する場合の周波数は、次のとおりとする。

- 1 五、二一〇MHz又は五、二九〇MHz及び五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHz
- 2 五、五三〇MHz及び五、六九〇MHz

二 施行規則第六条第四項第四号（3）に規定する場所は、次のとおりとする。

- 1 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの（五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHzの周波数の電波と同時に使用するものを含む。）
- (1) 施行規則第六条第四項第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合

上空

(2) (1) 以外の場合

屋外（列車内、船舶内及び航空機内を除く。）

2 五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの（前号に該当するものを除く。）

上空（航空機内を除く。）